

評価推進機構ニュース

第 8 号

今号の特集

「保育所向け第三者評価の理解を深めるための説明会」を開催いたしました！

去る6月2日(金)と23日(金)に、「保育所向け第三者評価の理解を深めるための説明会」を開催しました。標記説明会は、今年度評価実施を考えていらっしゃる保育所の皆様を対象に、第三者評価事業に対する理解を深めていただくために開催したものです。会場は立川市女性総合センター「アイム」と飯田橋セントラルプラザにわけて開催し、合計の定員160名を大幅に上回る、214名もの方々にご参加いただきました。

説明会の前半は、特定非営利活動法人ほいくオーアールジー理事の高橋秀司氏にご説明いただきました。高橋氏は、保育所に対する数多くの評価を実施されている評価者であり、また、評価者養成研修の



【左側から高橋さん、浅野さん】

講師でもあります。高橋氏からは、評価の理念や現在の取組状況、評価の流れなどをひととおりご説明いただいた後、評価を実際に実施する場合、どのような点に注意したらよいかをご自身の体験やエピソードも交えてわかりやすくお話していただきました。そして、最後に、「保育所として、評価機関を主体的に選んでいくことが大切であり、評価を何のために実施するのかを明確にしていく必要がある」と述べられました。

次にオフィス・アサノ代表の浅野睦氏よりご説明をいただきました。浅野氏も、高橋氏と同様、評価者であり、評価者養成研修の講師でもあります。浅野氏

からは、保育所をとりまく環境変化を取上げ、「ある日突然にサービスがよくなるのではないこと」や「見えないものを見えるようにする」ために評価を実施する意義があることなど図を交えながらご説明いただきました。そして、最後に、実際の評価項目の中から「人材育成」の部分を取りあげ、実際の保育所の取組み例から、どのようにしたら課題解決につながっていくのかなどをわかりやすくお話になりました。

両日とも、会場からは実際に評価を実施していく場合の疑問など、具体的なご質問をいただきました。また、「第三者評価はやらされるということではなく、自らのこととして取り組んでいく必要性が理解できた」「とてもわかりやすく、身近に第三者評価が感じられ実施に向けて検討していきたい」などの感想もいただきました。研修後のアンケートでも大変満足10.7%、満足59.5%、やや満足26.2%と大好評でした。当日、お話をいただきました講師の皆様、そして、お忙しい中お越しいただきました参加者の皆様、誠にありがとうございました。

今後とも、保育所の皆様には、東京都における第三者評価事業をご理解いただき、福祉サービスの向上を目指し、活用していただければと存じます。機構としましては、東京都の第三者評価をよりよいものにし、利用者本位の福祉の実現を図るため、一層努力していきます。

障害分野における福祉サービス第三者評価対象サービスについて

東京都では、障害者自立支援法の新体系サービスが10月からスタートすること等を踏まえ、居宅系のサービスについて年度前半は評価実施を凍結し、39サービスでスタートいたしました。（昨年度は58サービス）

現在、今年度の対応について、評価・研究委員会において検討中ですが、同法の施行に伴う施設移行の動向が不確定であることなどから、機構としては、拙速な対応をせずサービス内容が確実に把握できるサービス種別に限定して実施していく方向になりつつあります。

現在のところ、10月からは、居宅系については新たに3サービスを、障害児の施設については契約制度へと移行することを踏まえた評価項目を準備したうえで従前実施してきたものに全て対応するような方向で準備に入っております。

障害者自立支援法等への対応について

平成18年度の予定

種別	18年4月～9月	18年10月～19年3月
居宅系	現行体系による評価を実施しない。	新体系のうち一部の種別を選択し、評価を開始する。
施設系（者）	現行体系のサービス種別を評価対象とする。 新体系による評価は実施しない。	
施設系（児）	評価対象としない。	契約制度に対応した共通評価項目により評価対象とする。

平成18年10月から評価対象とする居宅サービスについて

【評価対象選択の基本的考え方】

障害者自立支援法成立に伴うサービス体系の変更は、第三者評価の対象であるサービス内容そのものが変更されるという非常に大きなものである。

特に、既に存在しているサービス内容を分析し、その分析結果を踏まえて策定した一定の基準に基づき評価するという第三者評価の性質上、新体系のサービスのうち、まだサービス内容が不明確であり、今後どのような運用をされていくかも不透明なものについては、評価対象とすることは困難である。

したがって、新体系のうち、現段階でサービス内容が明確となっているもののみを評価対象としていく。

【基本的考え方に基づいた選択予定】

18年10月から評価対象予定	引き続き評価対象外予定
居宅介護	重度訪問介護
児童デイサービス	行動援護
短期入所	共同生活援助（グループホーム）
	共同生活介護（ケアホーム）など

【評価対象サービス選別確定時期】

平成18年8月末を予定

平成19年度以降に向けて

今後、新体系による提供されるサービスの実態や新体系へ移行の状況を踏まえ、どのサービスを評価対象としていくかについて、東京都の所管課とも連携しつつ、慎重に検討していきます。

平成 18年 4月障害者自立支援法施行による障害サービス評価実施移行検討表

移行前の評価対象福祉サービス (障害)	平成18年度							平成19年度
	4月	~	9月	10月	11月	12月	1月	
居宅サービス 身体障害者居宅介護 知的障害者居宅介護 障害者ホームヘルプサービス 精神障害者居宅介護 精神障害者ホームヘルプサービス 児童居宅介護 ・ 児童短期入所 身体障害者デイサービス 知的障害者デイサービス 身体障害者短期入所 知的障害者短期入所 障害者ショートステイ 知的障害者地域生活援助 知的障害者グループホーム 精神障害者グループホーム ・ 児童デイサービス 精神障害者地域生活支援センター	← 平成18年4月～9月 評価実施を凍結 新体系による項目準備 →			← 平成18年10月～ 順次新体系による評価実施 →				
精神障害者福祉ホーム	← 平成18年4月～9月 評価実施を凍結 →			← 平成18年10月～ (地域生活支援事業に移行) 評価保留 →				
入所系 身体障害者更生施設 (肢体不自由者・視覚・聴覚・言語・内部障害者) 身体障害者入所授産施設 ・ 知的障害者入所授産施設 身体障害者療護施設 ・ 知的障害者入所更生施設 知的障害者通勤寮 ・ 精神障害者生活訓練施設	左記サービス体系で 平成18年10月 移行予定サービス 平成18年4月～9月 評価実施	← 平成18年10月～ 新体系による 評価実施を凍結 →				← 平成19年4月～ 新体系による評価を併行して実施 →		
通所系 身体障害者通所授産施設 知的障害者通所授産施設 身体障害者小規模通所授産施設 知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者通所更生施設 精神障害者通所授産施設 ・ 精神障害者小規模通所授産施設		← 平成18年度 経過措置により左記サービスを継続 平成18年4月～ 評価実施 →						
障害児施設 知的障害児通園施設 ・ 知的障害児施設 重症心身障害児施設 ・ 重症心身障害児(者)通所施設 肢体不自由児施設 ・ 肢体不自由児通園施設 ろうあ児施設 ・ 第二種自閉症児施設		← 平成18年4月～9月 評価実施を凍結 契約方式に対応した項目準備 →			← 平成18年10月～ 契約方式に対応した新項目による評価実施 →			
合計 34サービス	自立支援給付のサービスに移行するものについては、該当する新体系において評価を実施する。							

平成 18年度 評価対象福祉サービス一覧 (案)

網掛け部分は 18年 10月 から評価対象とするサービス

	サービス種別
高 齢	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護
	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・ケアハウス)
	福祉用具貸与
	居宅介護支援
	通所介護 (デイサービス)
	短期入所生活介護 (ショートステイ)
	認知症対応型共同生活介護 認知症高齢者グループホーム
	指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム
	介護老人保健施設
	軽費老人ホーム (A型)
	軽費老人ホーム (B型)
	軽費老人ホーム (ケアハウス)
	養護老人ホーム
障 害	居宅介護 (自立支援法)
	短期入所 (自立支援法)
	児童デイサービス (自立支援法)
	精神障害者生活訓練施設
	知的障害者通勤寮
	身体障害者通所授産施設 知的障害者通所授産施設
	身体障害者小規模通所授産施設 知的障害者小規模通所授産施設
	精神障害者通所授産施設
	精神障害者小規模通所授産施設
	知的障害者通所更生施設
	身体障害者更生施設 (肢体不自由者)
	身体障害者更生施設 (視覚障害者)
	身体障害者更生施設 (聴覚・言語障害者)
	身体障害者更生施設 (内部障害者)
	身体障害者療護施設
	身体障害者入所授産施設
	知的障害者入所授産施設
	知的障害者入所更生施設
	知的障害児通園施設
	知的障害児施設
重症心身障害児(者)通所施設	
重症心身障害児施設	
肢体不自由児通園施設	
肢体不自由児施設	
ろうあ児施設	
第二種自閉症児施設	
子ども家庭	認可保育所
	認証保育所A型・B型
	母子生活支援施設
	児童養護施設
	乳児院
婦人保護・救護	婦人保護施設
	救護施設
	更生施設
	宿所提供施設
実施サービス数	合計 50サービス

平成 18 年度 東京都福祉サービス第三者評価 ガイドブック」を発行しました。

4月25日に、「平成18年度 東京都福祉サービス第三者評価 ガイドブック」を発行しました。

東京都の福祉サービス第三者評価の制度や手法、実施方法等を詳しく解説しています。また、巻末 CD-ROM には、すべての評価対象サービスの評価項目のねらいや確認ポイントを解説する「事業評価項目解説」を収録しています。

「利用者本位の福祉」の実現に向けて、今後の第三者評価の受審準備、また、受審された第三者評価結果の有効活用のためにも是非とも本ガイドブックをご利用ください。

B5判332ページ 価格は2,310円(本体+税) 書店にて販売中

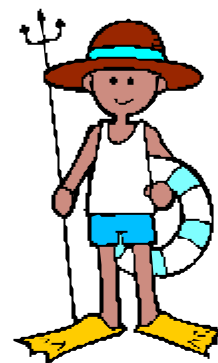


9月までの予定

7月28日(金)	第1回認証・公表委員会
7月31日(月)まで	フォローアップ研修専門コース保育基本編(6/19から)
8月2日(水)から	フォローアップ研修専門コース経営基本編(9/12まで)
9月中旬	第2回評価手法ワーキング
9月14日(木)から	第1期評価者養成講習(10/13まで)
9月下旬	第1回評価・研究委員会

編集後記

- ・評価者研修や事業者説明会、そして早くも今年度の評価結果報告書をいただくなど、すでに真夏のアツさです。(S)
- ・10月評価開始サービスの準備でテンヤワンヤです。第三者評価って年中々切に追いかけている仕事なのですねえ 涙 (H坊)
- ・4月から評価支援室の一員になりました。第三者評価について日々勉強中です。「気づき」ってすばらしい!(O)



発行月	平成18年7月
編集・発行	東京都福祉サービス評価推進機構 (財団法人 東京都高齢者研究・福祉振興財団 事業部評価支援室)
所在地	東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13階
電話	03-5206-8750